

## 所定疾患施設療養費算定について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の条件を満たした場合に評価されることになりましたので、当施設ではホームページ上に「所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況」を公表いたします。

### 所定疾患施設療養費（Ⅱ）算定について

#### 【条 件】

- 1.所定疾患施設療養費（Ⅱ）については、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであり、1月に連続しない1日を10回算定することは認められない。
- 2.所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- 3.対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
  - イ 肺炎
  - ロ 尿路感染症
  - ハ 带状疱疹
  - ニ 蜂窩織炎
- 4.肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できる。
- 5.算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を記載しておくこと。
- 6.算定開始後は、治療の実施状況を公表すること。

令和5年度

疾患名	人数	検査内容	治療・処置内容	投薬内容
肺炎	1名	診察、聴診、 X線検査	投薬、クーリング、喀痰吸引 日常動作全般介助 酸素吸入	レボフロキサシン ダイフェン セフジトレンピボキシル ペングット ミノサイクリン
尿路感染	64名	診察・尿検査	投薬、クーリング 日常動作全般介助	レボフロキサシン アモキシシリン ダイフェン セフジトレンピボキシル ペングット ミノサイクリン
带状疱疹	4名	診察・抗原検査	投薬、軟膏塗布、ガーゼ保護 疼痛管理、日常動作全般介助	アメナリーフ アラセナA軟膏 カロナール セレコギシブ
蜂窩織炎	11名	診察	投薬、軟膏塗布、疼痛管理 クーリング、ガーゼ保護 日常動作全般介助（体重測定、周 囲測定、弾性包帯、着圧ストッキ ング、足拳上の指導）	アモキシシリン ゲンタシン軟膏 ペングット

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6.1	2月	3月	合計
のべ日数	30	3	19	43	33	52	52	39	48	25	39	62	445
肺炎										7			7
尿路感染	9	3	12	31	26	52	45	32	41	9	39	45	344
带状疱疹			7	7								14	28
蜂窩織炎	21			5	7		7	7	7	9		3	66